第３章　計画の基本的な考え方

太子町の問題と課題

太子町における子どもや子育て支援に関する今後の検討課題について以下に整理します。

太子町の現状より

【子どもをめぐる現状】

○人口推移、人口推計ともに緩やかに少子･高齢化が進行しつつあり、平成 31 年には総人口が 34,448 人、15 歳未満は 5,096 人に減少する見込み。
○出生率及び合計特殊出生率の推移を見ると、本町では県及び全国を上回って推移している。
○一世帯あたりの人員は平成 22 年では 2.75 人、平成 25 年では 2.67 人とほぼ横ばいで、6 歳未満の親族のいる世帯は、平成 17 年には増加傾向にありましたが、平成 22 年には減少に転じている。

【教育・保育サービスの現状】

○認可保育所は町内に４園、幼稚園は各小学校区に１箇所ずつあるが、申込者数や利用者数に片寄りがある。
○全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、幼稚園に通う児童の割合が増加傾向にある。
○町内の認可保育所には定員数よりも多くの申し込みがある上、町外の認可保育所や認可外保育所へ入所している児童も多い。

【子育て支援事業等の現状】

○地域子育て支援事業(13 事業)のうち、現在本町では７事業(放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て視点拠点事業、一時預かり事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業)を実施している。
○地域子育て支援拠点事業(子育て学習センター)の利用実績は、25 年度に 12,581 人回。
○学童保育は、現在各小学校区に１箇所ずつあり、小学１～3 年生ならびに長期休業中のみ小学４年生も受け入れている。近年の登録者数は横ばいである。

アンケート調査結果より

○一番下の子どもの利用したいサービスは、認可保育所が約 35%、幼稚園が約 30%、幼稚園の預かり保育が約 15%、認定こども園が約8%。
○何らかのサービスを利用したい回答者の夏休み等の希望する利用頻度は、ほぼ毎日利用したいが約 35%、週に数日利用したいが約 30%。
○子どもの病気やケガで通常の事業が利用できず、父親または母親が仕事を休んだ場合、病気にかかった子ども(病児)のための施設を利用したいと思った、病気回復期の子ども(病後児)のための施設を利用したいと思ったがそれぞれ約 30%。
○もっと力を入れてほしいことでは、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が約 65%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が約 55%、「保育所(園)や幼稚園、学童保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」が約 45%、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が約 33%となっている。
○就学後の放課後の過ごし方では、学童保育園が約 30%、放課後子ども教室が約 10%と一定のニーズがある。
○自由意見では、保育所の増設や延長保育、幼稚園での 3 歳児保育や早朝保育の希望や、学童保育の時間延長、乳幼児医療制度の充実、公園の増設、障害のある子どもやひとり親家庭への支援体制の充実などの意見があった。

今後の課題

①　安心して家庭で子育てができる環境の整備

（１）相談　・指導、情報交換の場の充実
（２）子育て費用の負担軽減
（３）ひとり親家庭への支援
（４）児童虐待の防止
（５）障害のある子どもへの支援の充実

②　仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進

（１）仕事と生活の調和の実現
（２）保育サービスの充実
（３）放課後児童対策の充実
（４）在宅児の子育て支援
（５）男女共同参画意識の啓発

③　健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

（１）幼児健康診査等の充実
（２）母子健康相談、健康教育等の充実
（３）医療体制の充実

④　子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

（１）生活環境の整備
（２）健全な遊び環境の整備

⑤　たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

（１）就学前教育の充実
（２）生涯学習社会の構築
（３）特色・活力のある学校教育の推進
（４）有害環境対策の推進

基本理念と基本目標、施策の体系

「太子町子ども・子育て支援事業計画」は、次の５つの基本目標に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めるものとします。

〔太子町がめざす子育てのための視点〕

子どもが主役のまち
子育てを楽しめるまち
子育ての場は地域

〔本計画の基本理念〕

子どもの笑顔があふれ、安心して子育てができるまち

〔基本目標〕	〔施策の方針〕
１．安心して家庭で子育てができる環境の整備	（１）相談 ・指導、情報交換の場の充実 （２）子育て費用の負担軽減 （３）ひとり親家庭への支援 （４）児童虐待の防止 （５）障害のある子どもへの支援の充実
２．仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進	（１）仕事と生活の調和の実現 （２）保育サービスの充実 （３）放課後児童対策の充実 （４）在宅児の子育て支援 （５）男女共同参画意識の啓発
３．健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実	（１）幼児健康診査等の充実 （２）母子健康相談、健康教育等の充実 （３）医療体制の充実
４．子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進	（１）生活環境の整備 （２）健全な遊び環境の整備
５．たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成	（１）就学前教育の充実 （２）生涯学習社会の構築 （３）特色・活力のある学校教育の推進 （４）有害環境対策の推進